

富岡市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市区域内の字の区域を、別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、国土調査の成果の認証の日から生ずるものとする。

令和4年12月19日

富岡市長 榎 本 義 法



変 更 理 由 書

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査の実施に伴い、飛び地となっている土地が発見され、字の区域を変更する必要が生じたため。

事 業 の 概 要

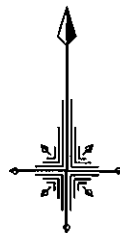
- | | |
|--------|--|
| 1 事業名称 | 富岡市地籍調査事業
(計画区名：妙義町北山の一部Ⅱ・妙義町大牛の一部Ⅰ・妙義町岳の一部Ⅰ) |
| 2 事業主体 | 富岡市 |
| 3 事業年度 | 令和 3 年度から令和 4 年度まで |
| 4 事業面積 | 20ヘクタール |

変 更 調 書

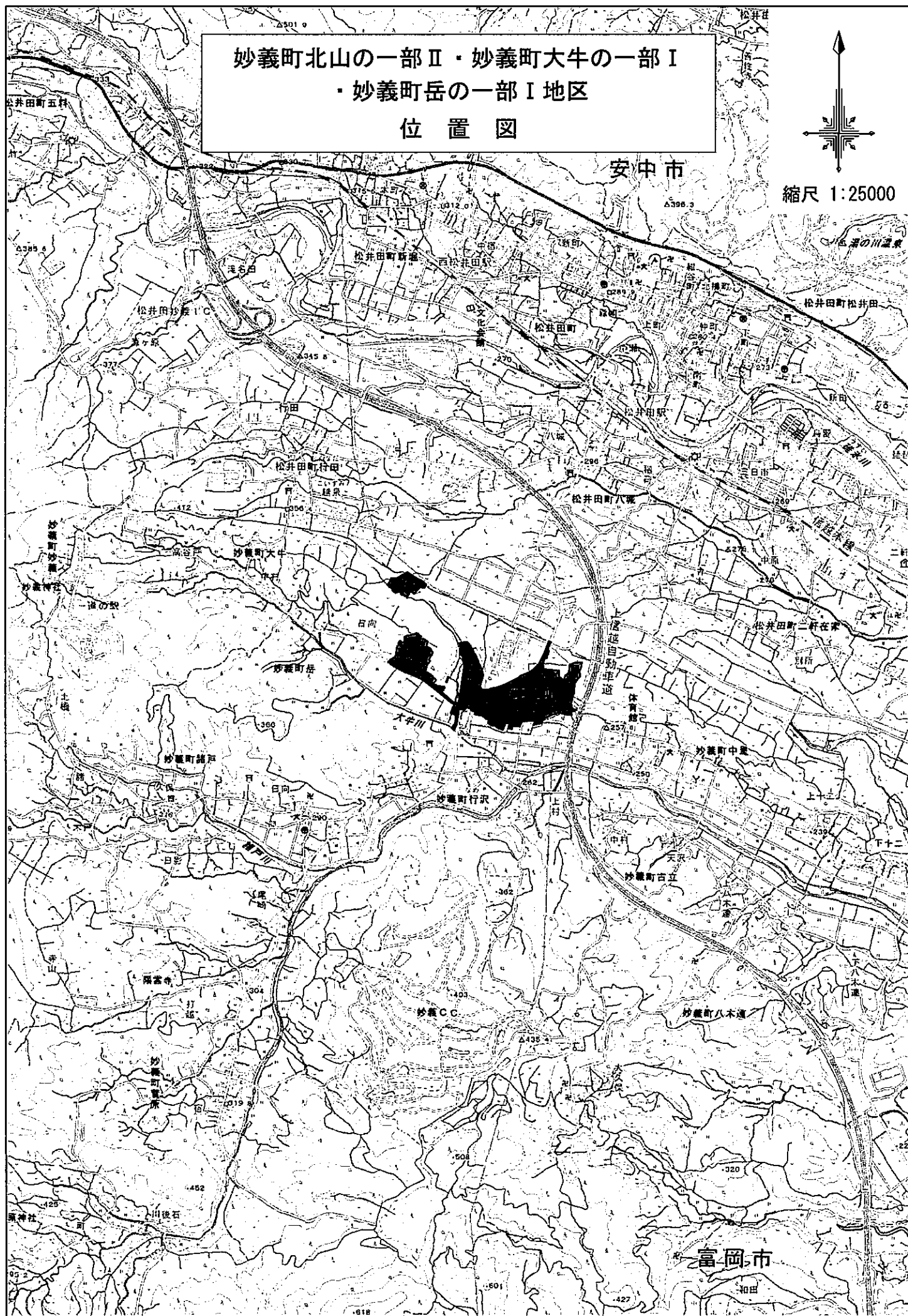
大字	字	地 番
妙義町菅原	①北山	268の3

上記区域を妙義町北山字北山に変更する。

妙義町北山の一部Ⅱ・妙義町大牛の一部Ⅰ
・妙義町岳の一部Ⅰ地区
位置図



縮尺 1:25000



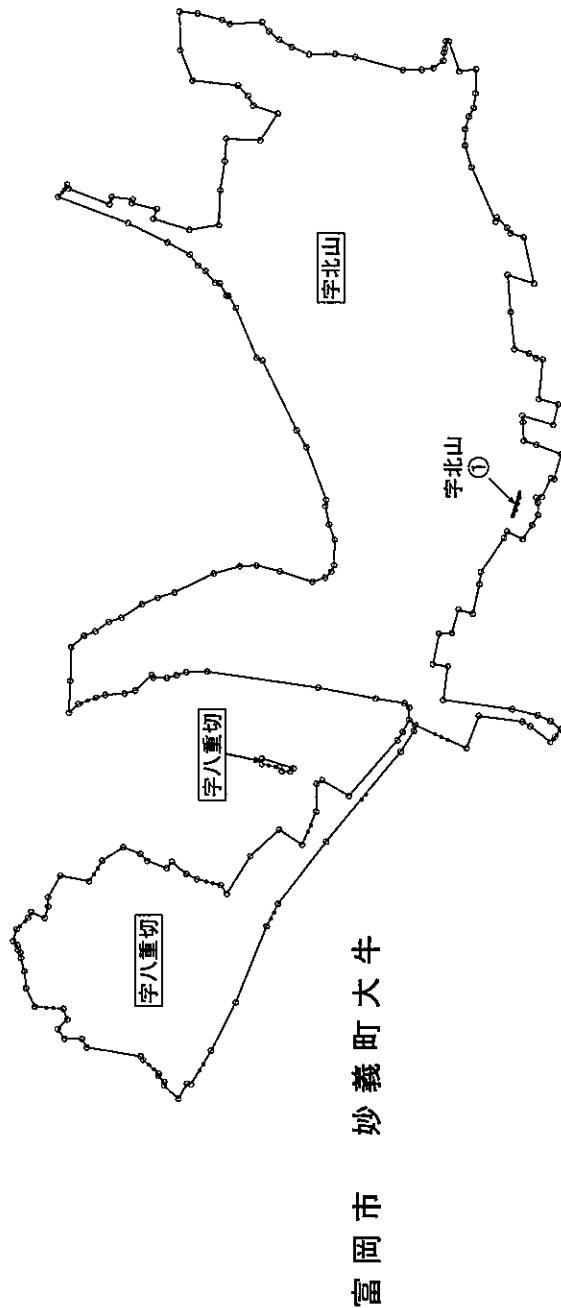
变更概要図



変更対照表				
変更前	番号		変更後	
大字	字		大字	字
妙義町菅原	北山	①	妙義町北山	北山



S=1:5000



凡例

-----	変更前市町村界
-----	変更後市町村界
-----	変更前大字界
-----	変更後大字界
-----	変更前字界
-----	変更後字界
字 甲	変更前字名
字 甲	変更後字名
-----	地区界